

2014年度
日本ダンス議会アマチュアリーグ
(JDC／AL)
東部総局競技規程集

公益社団法人
日本ダンス議会(JDC)
東部総局 競技部

第1条 本規則は、日本ダンス議会アマチュアリーグ競技規則(以下「JDC/AL 競技規則」という。)と称する。

第2条 本規則は、「JDC/AL」が公認する競技(A級戦～ノービス戦、シニア系競技会)に関する競技規則を定めることを目的とする。

第3条 アマチュアリーグ競技を開催する場合は「JDC/AL」の公認を得なければならない。

第4条 「JDC/AL」が公認する競技は次の通りとする。

1. 公認一般級別競技

A級～ノービス戦(男女共原則年齢制限なし)

2. 公認シニア系競技会

シニア60(リーダーが年内に満60歳の誕生日を迎える者)

シニア70(リーダーが年内に満70歳の誕生日を迎える者)

注:年内とは1月1日から12月31日を言う。

第5条 「JDC/AL」が公認する競技の種目と競技順序は次のとおりとする。

1. ボールルーム競技にあたっては、ワルツ、タンゴ、ヴェニーズワルツ、スローフォックストロット、及びクイックステップとする。

2. ラテンアメリカン競技にあたっては、チャチャチャ、サンバ、ルンバ、パソドブレ、及びジャイブとする。

第6条 主催団体は競技開催日の3か月前までに、所定の様式に必要な事項記入した申請書を「JDC/AL」に提出し、公認の認可を得なければならない。

第7条 公認料は「JDC/AL」の定めるところによる。

第8条 曲の演奏時間とテンポは次のとおりとする。

1. 公認競技会の決勝戦では、曲の演奏時間を1分30秒以上とし、予選及び準決勝では1分15秒以上とする。

ただし、ヴェニーズワルツとパソドブレ、ジャイブは1分以上とする。

2. 各種目のテンポは、原則として、ワルツ(28～30)、タンゴ(31～33)、ヴェニーズワルツ(58～60)、

スローフォックストロット(28～30)、クイックステップ(50～52)、チャチャチャ(30～32)、サンバ(50～52)、

ルンバ(25～27)、パソドブレ(60～62)、ジャイブ(42～44)を参考とする。

第9条 競技の採点方法は、次のとおりとする。

1. 予選及び準決勝においては、原則として出場選手の少なくとも半数以上が、次のラウンドに進まなければならない。但し、同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合、その限りではない。

また、降級対象競技区分において、1次予選通過選手は、原則としてエントリー組数の50%～75%とする。

ただし、エントリー組数が47組以下の場合は次のとおりとする。

1) 32組～47組の場合は1次予選通過選手数を24組とする。

2) 25組～31組の場合は1次予選通過選手数を18組とする。

3) 16組～24組の場合は1次予選通過選手数を12組とする。

4) 13組～15組の場合は1次予選通過選手数を10組とする。

5) 7組～12組の場合は準決勝戦からの開始とする。

6) 6組以下(競技成立を条件とする)の場合は、決勝戦からの開始とする。フリーパスの1次予選を行うこともできる。5)、6)の場合は、出場者は降級規定に定める1次予選を通過したものとみなす。

2. 予選で選ぶべき選手数及びヒート数、審査委員長がこれを決定する。欠場によって出場組数がUP数以下となった場合は出場組数をエントリー組数とみなしてUP数を定めることができる。

3. 決勝の選手組数は6組、準決勝は12組を原則とする。ただし、出場組数が6組に達しない場合を除き、決勝の組数は6組を下回ることはできない。

同点の場合及び昇降級資格者決定に関する処理について原則以下のような基準とする。

1) 決勝戦への進出者が同点により、7組以上になった場合、

①7組～9組の場合、同点決勝を行わないで決勝戦を行う。

②10組以上になった場合は同点決勝を行う。

2) 準決勝への上場組数が同点で13組以上になった場合は同点決勝を行わないで全組で準決勝を行う。

4. 決勝の採点方法は順位法によるスケータリングシステムを用いるものとする。

5. WDC公式競技会においてはWDCルールにより行う。

第10条 公認競技会におけるフロアの面積は原則として25平方メートル/1組以上とする。

第11条 「JDC/AL」公認競技会における審査委員長は公認競技審査委員長資格を有するものでなければならない。

第12条 主催団体は当該競技会が「JDC/AL」公認競技会であることを発表し、主要な印刷物等には『「JDC/AL」公認』の文字と「認可番号」を明記しなければならない。

第13条 主催団体は、決勝戦出場選手に対して、主催者名のある賞状または順位の証明書を交付しなければならない。

第14条 主催団体は競技終了後に出場選手全員の採点表を公表しなければならない。

第15条 主催団体は競技終了後1週間以内に、入賞選手名、出場組数及び審査委員名等の主要事項を所定の様式で「JDC/AL」に報告しなければならない。

第16条 主催団体、本規則第28, 29条に定められた事項に合致した「JDC/AL」登録選手からの出場申込は受け付けねばならない。

第17条 「JDC/AL」が公認した競技会の審査員は「JDC/AL」が公認する審査員でなければならない。

第18条 公認競技会の審査員の数、原則として次のとおりとする。

1. A級戦は7名以上
2. B～D級戦及びノービス戦は5名以上
3. その他の競技会は3名以上

第19条 公認競技会における審査員料は別に定める。

第20条 「JDC/AL」の公認競技は公認競技審査員長を用いなければならない。

第21条 審査員長は、競技規程に則り、公正かつ適切に行われるように、競技全般を統括する。

第22条 審査員長は、第9条に基づいて各ラウンドの終了毎に次のラウンドに進める組数を決定し、審査員に告げなければならない。

第23条 準決勝及び決勝戦において、同点が出た時に決勝戦を行う場合は次のとおりとする。

1. ボールルーム、ラテン両部門とも、全種目、全審査員によることを原則とする。ただし、実行委員長と審査員長が協議し、第1番目の種目のみで行うことができるものとする。
2. 曲の演奏時間は、1分以内とすることができる。
3. 採点は順位法によるものとする。

第24条 「JDC/AL」の公認競技は公認採点管理(長)を用いなければならない。

第25条 採点管理(長)は、採点が規定に則り、正確に行われるように採点管理全般を管理する。

第26条 採点管理(長)は、予選及び準決勝において、次のラウンドに進めるべき組数が指定された組数に一致しない場合は直ちに審査員長にこれを連絡しなければならない

第27条 決勝戦の採点集計の結果、同順位が出た場合には、直ちに審査員長にこれを連絡しなければならない。

第28条 公認競技会に出場する選手の選手登録については、次のとおりとする。

1. 公認競技会に出場する選手は毎年選手登録更新をしなければならない。
2. A～D級競技に出場する選手は原則としてカップル登録をしなければならない。

第29条 公認競技会の出場区分については、つぎのとおりとする。

1. リーダーは、上位競技区分に出場することはできるが、下位競技区分に出場することはできない。
2. パートナーはいずれの級にも出場できる。
3. 同一競技会の同一部門においては異なるパートナーと組んで複数の競技区分に出場することはできない。

第30条 公認競技会の出場申込書は、「JDC/AL」標準様式とする。

第31条 「JDC/AL」公認競技会の服装規定は「JDC/AL」服装規定によるものとする。

第32条 公認競技会はボールルーム部門とラテンアメリカン部門と区別する。

第33条 公認競技会は、5組以上の選手のエントリーを要する。A級～D級に限り該当自己級選手は最低2組のエントリーを要する。但し、審査委員長が認めた場合にはこの限りではない。

第34条 昇級及び降級については別に定める「JDC/AL 昇降級規程」によるものとする。なお、級は昇降級規程に従い、出場カップルの男性、女性ともに与えられる。

第35条 公認競技会の開催数は、別に定める細則によるものとする。

附則

1. この日本ダンス議会アマチュアリーグ競技規則は2014年1月1日から施行する。
2. この日本ダンス議会アマチュアリーグ競技規則は2014年3月30日より改定・施行する